

相続放棄 料金表【実費・消費税別】

	配偶者・子供 (円)	親・兄弟・おいめい (円)
1 人目	依頼が死後 3 か月「以内」 50,000	依頼が死後 3 か月「以内」 80,000
2 人目以降	30,000	48,000
1 人目	依頼が死後 3 か月「超える」 80,000	依頼が死後 3 か月「超える」 128,000
2 人目以降	48,000	77,000
サポート内容		
・戸籍収集 ・申述書の作成提出 ・照会書の回答サポート(メールのみ) ・債権者 及び 次順位相続人への通知(連絡の取れている相続人へのみ)		

オプション業務		報酬 (実費・税別)
法定相続証明情報	疎遠な次順位相続人へ通知するときの所在調査	30,000
疎遠な相続人	疎遠な次順位相続人へ通知するとき	20,000/名
遺産調査	遺産が不明で調査後に相続放棄するとき	70,000～
相続放棄受理証明書	銀行や債権者から特別に求められたとき	5,500/1通
代襲・数次相続	先相続人が自分より先に亡くなっているとき	20,000/1名
韓国相続	韓国戸籍を取得 ※翻訳料・申告代行は別途費用	50,000
特急料金	依頼時点で申し立て期限まで2週間以内	50,000 (韓国相続 100,000)
放棄の期間の伸長	3 か月以内に相続財産の把握が難しいとき	30,000/名



0120-338-991

ミカタ相続司法書士事務所